

〔翻刻〕 深澤多市 払田柵跡関連史料

渡部 猛*

一 解題

本史料は、令和二年十月に当館に寄贈された深澤多市関連史料のうち、払田柵跡に関するものである。その中には、書簡一〇七通、昭和五年度秋田考古会総会出欠葉書八六通がある。その中の主な差出人は、喜田貞吉・後藤寅之助・上田三平・藤井東一・武藤一郎・藤原相之助・和田喜八郎などがある。また、そのほかの史料には、払田柵跡実測平面図・新聞記事・秋田考古会誌払田柵址号関連史料・写真・絵葉書・『指定史蹟払田柵址』（昭和六年刊）などの三〇点がある。

深澤多市は、『秋田叢書』『菅江真澄集』の編纂・発行者として、秋田の歴史研究のための大きな業績を残した人物である。深澤は、秋田県仙北郡畑屋村（現美郷町）に明治七年（一八七四）に生まれた。仙北郡書記を経て秋田県属となり県史の仕事に関わる。その後、宮城県属・京都府属を歴任し官吏として過ごしながら、歴史研究に力を注いだ。京都府熊野郡長として奉職していた折に、京都帝国大学教授の喜田貞吉の知己を得、深澤の歴史研究の造詣はさらに深くなっていった。

大正一〇年（一九二一）に熊野郡長を退職して故郷に帰った深澤は、『秋田叢書』『菅江真澄集』『小野寺氏研究資料』などの秋田県の史料編纂や歴史研究に力を注いでいく。さらに、実績を買われ秋田県史蹟名勝天然記念物調査員を拝命し、秋田県内の遺跡等の調査を行うようになった。そして、大正一四年（一九二五）には、「秋田考古会」を設立し、会の幹事を務め、戦前の秋田の考古学界に力を尽くした。

払田柵跡に関しては、深澤は秋田県の史跡調査員として文部省嘱託上

田三平と高梨村の連絡調整役を果たした。文部省の意向を深澤に連絡し、深澤から村へ伝えられている。また、深澤が秋田考古会幹事として編集・発行を行った『秋田考古会誌 払田柵址号』は、当時の払田柵跡についての学説を知ることができる貴重な史料となっている。このように深澤は、秋田の歴史研究に大きな足跡を残しただけでなく、払田柵跡の史蹟指定や研究にも重要な役割を果たした人物である。

本稿は、関連史料のうち喜田貞吉・後藤寅之助・上田三平からの深澤多市宛の書簡の翻刻である。

なお、本翻刻において秋田県立博物館の新堀道生氏に協力していただいた。

凡 例

- 年月日は基本的には消印のものとしている。
- 改行は原文の通りとしている。ただ、挿入文があった場合はそのままその箇所に挿入している。
- 旧字体や繰り返し返し符号はそのままにし、変体仮名は平仮名にした。
- 崩し字は通用の字体に改めた。
- 判読不明の文字は●とし、文字数不明の場合は「」とした。
- 誤字と思われるものには右横に「ママ」と記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。
- 欄外に書かれてあるものや行間に書かれてあるものなど注釈が必要な場合はには※をつけてその都度注釈をつけた。

1 昭和五年五月三日 喜田貞吉 封書

拜啓過日は久し振に拝書の機を得候處 あいにくの雨天殊に御病後にも拘らず遠路御案内に預り其の外いろ／＼の御懇志の段々ありがたく奉存候 帰来早速御挨拶可申上候處 あれから庄内にまはりて柱根発見を傳へらるゝ處を調査したり、昨秋新に発見せられたる大山町尾浦城の城門柱並びに それに連絡する木柵など視察したり、更に宮城県左門町附近の館や横穴、並びに奇態なる土窟を見たりして 帰りがおそくなりたる上に 北海道からアイヌがやつて来たりなどいろ／＼ごたつき候て失礼致し候うち 却つて御懇書にあづかり恐縮の至りに奉存候 拂原柵址マムにつひては縣の調査立後れの気味有之 岩手縣の調査委員小田島氏をはじめ菅野氏など他縣の委員を煩はした様な形に相成り居り候上、東京朝日や時事(いづれ通信喧しく他の新聞も出しや不明)などには菅野氏の発見として、時事には発見者として菅野氏の写真まで出で同氏より文部省へ報告し文部省にて調査に着手するとかの意味の記事有之 一寸驚かされ候事に候 是は勿論通信者の誤にて菅野氏がまさか発見者と號したり文部省へ報告したりする筈なきもともかくこんな記事が東京で いろ／＼の新聞に出でては折角の後藤氏の功績が没却さるゝ虞あり 縣の史蹟調査の方でも聊か鼻をつまゝれたる様の体裁にて物足りなく外面事は存ぜられ候事に候 就ては 此の際奈良縣の方で調査し正式に文部省に提案さるゝ様被成たると存じ候 一昨日河北の記者参り候につき眞発見者の後藤君なるべき事話伝し候處 別送新聞の如く少々仰山に記載致し 菅野君には多少気の毒の感あるもともかく御覧に入れ候、大山(順)君の方へはいづれ時事も河北も

来り居る事と存じ 功送り不致にも 後藤君と桐谷君とは一葉送附致し置候 尚大山桐谷両君によりしくお伝へ賜はり度 協力の上速に御調査あらんことを●●と祈り候末筆ながら 皆々様にもよろしく御伝へ願上候

五月三日 喜田貞吉

深澤多市様

2 昭和五年五月二十一日 後藤寅之助 葉書

※これは大山順造宛

拜啓その後の拂田柵址につき老生目撃のところを申上候。先日眞山の南方排水溝の内に南大門柱址らしき物を見、門址かと我々両三名の者考へ居り候ひしところ二十日、拂田池田家の支配人藤井東市氏が発掘せられたるを見候ところ、門址ならぬ事明かに相成り申候。然るに更に一新事実を発見仕候。(これは北方の柵にも同様との農民の話に候)眞山南の柵の内側約五間の距離にて柵と同一方向に加工せる横木が三本重なり合つて埋没しある事に候。(所により本数ハ違ふかも知れず。)二三ヶ所同一距離のところを試掘せるに同様の横木を発見仕候。これは内側にも簡単な埒やうの防禦工事を施せるものか、或ハ他の目的に用ひしかなぞに候御意見承り度存候

3 昭和五年六月十三日 秋田縣 封書

秋發兵第二五號

昭和五年六月十三日

秋田縣學務部長 印

深澤 調査員殿

拂田柵址調査ニ関スル件

文部省史蹟調査囑託萩野仲三郎全上田三平ノ両氏ハ拂田柵址調査ノ為メ来ル十六日來縣ノ旨別紙ノ通知有之候条当日ハ全所ニ御出張相成度尚縣ニ於テ將來處置スベキ事項等詳細御打合ノ上御回報相成度

追テ調査期日變更ノ場合ハ高梨村役場ヨリ通報可有之候間御承知相成度申添候也

別紙

拝啓

時下暖氣之候 益々御清康奉賀候 扱兼て貴縣に於て発見され候仙北郡高梨村拂田遺跡は史蹟として重要なものと認められ来る十六日朝花巻温泉発の便宜の汽車により遺蹟地拂田に向ふべきに依り豫め関係村役場へも御通知置願上候

調査に就ては目下水田耕作中の事とて発掘は到底出来ざるべきも一應実地の地形

を見 將來調査の計画を立つる必要上

萩野仲三郎先生に随ひ小生同行いた

すべきにより從來の調査者並に発掘せる木

材又ハ遺物等も便宜の場所にて面會又

ハ拝見致す^{マツ}ことを得ば幸に候

以上ハ豫定に有之萬一期日變更の節は高

梨村役場あてにて電報いたすべく候

六月十一日

囑託 上田三平

縣社寺兵事課

4 昭和五年七月三日 喜田貞吉(代筆) 出欠葉書

拝復秋田考古會總會につき御案内に預りありがたく存上候。小生まだ例の通り臥床中に有之。遺憾至極に存候。たうとう肋膜から肺炎まで引き起き候も間もなく快方に向ひ、経過良好にて、平温に歸して既に三週日に相成候。まう此の分ならもはや再発の虞も可無之と安心致居候。何卒御放念下されたく候。併しまだ当分は執筆も慎しみ居り候次第にて 多分此の夏一杯は当地にて静養致候事と相成るべくと存候。御斡旋により後藤宙外氏史蹟調査員になられ候趣、洵にお喜ばしき事と蔭ながら慶祝の至に存候。とり敢ず御返事旁々右御挨拶迄 敬具

5 昭和五年七月四日 喜田貞吉 封書

拝啓醫者から許されてはじ
めて執筆のはがきをさしあげます
五月初風呂場でころんだのがもとで当初
は骨に外傷のみと存じ候お年がお年だ
からとの醫者の注意をつひ疎畧にして
内緒で読書執筆などした罰があたつて
肋膜炎となり肺炎となり心臓がま
けはせぬかと一寸ヒヤツとさせられました
が仕合わせに其の後の経過良好で
三四日前より室内で少し歩行いて
見る 今日から簡単なはがきの執
筆を許される様になりました。今
度はこちらが臆病になりて醫者の
云ふことを十分服従して居ますがま
た二ヶ月位は当地で静養の必要がある
さうで困り居ります
右の次第で拂田柵に就いても御案
内預かったですで其のあとが其のまゝに
相成り申訳なく、小生に取つても遺
憾の次第に存じて居ります。併し
御通信によれば後藤君いよく
史蹟調査委員になられたやうで
すべて好都合に御進捗の事
と存じます 近日考古會で
御踏査之よし 考古會も會長
去られ候後の形勢如何、御発

展の程くれぐれも祈り上げます

拂田柵についての私案としてあれが和
名抄に所謂 塔合城ではないかと存じ
ます。雄勝城が当初雄勝村に置かれ
たとして、それが後に拂田の地に移り、
塔甲と呼ばれ、それを もとの雄勝城と
混同して あんなに和名抄に書いたのでは
ないかといふのが一案。もと出羽郡に置いた
出羽柵と呼ばれ高清水岡にうつして後に秋田
城と呼ぶ様な傍例で一寸考へて見
たいかと存じます

大山君後藤君細谷君はじめ
考古會の武藤君外諸君に

よろしく

6 昭和五年七月九日 喜田貞吉 葉書

※行間に赤文字で記入

七八兩月中当地で静養の必要なるよし、
拝啓 御懇書並に秋田氏史料一拝見、相変

※但しもう大丈夫、お見舞に及びませぬ。

らず御熱心の程敬服の至りに存じます。七月の拂田
柵址の御踏査何か新発見がありましたか 出羽郡
の出羽柵が高清水岡に遷されてやはり出羽柵と呼ばれて
居たのが後に秋田城と改まった例で云へば 雄勝にあった
雄勝城が仙北へ進出して塔合城と呼ばれ、それがもと雄
勝城となるので和名抄は混同して雄勝の所に書き加
へたといふ事も考へられる 進出時代は平鹿に国府

のあつた時代（元慶以後）かも知れぬ 和名抄の註を問
違として拂田を雄勝城と別の塔甲城としても

「とは違つて郡民保産の城と思たい

7 昭和五年七月十三日 喜田貞吉 葉書

拝啓 秋田考古會總會盛会との御様子

御通知拝謝候尚此上にも新会長のもとに

健全なる発展を祈る」二、三日の魁に大曲

佐々木氏蔵柵木に最上三との彫刻ありとの事

是は同紙に後藤氏の書かれた坂本東岳

邸で見られたものと同一物にや別物にや、

別物ならば尚面白し、武蔵国分寺の瓦に

武蔵諸郡の名があり秋田四王寺の瓦に秋田郡

名がある様に 築柵に参加して受持った場所に

参加者の郡名を刻したのではありませんか、

8 昭和五年七月十五日（差出人名前無し） 葉書

※字体から考えると後藤寅之助か

○魁紙の拂田柵に関する老生の原稿の切抜ハ他へ遣し申候。

拝啓 過日考古會の際には甚だ不行

届にて失礼仕候。考古會雜誌に小生の拂田

柵址に関する原稿 御用に候との事、それ

まで新しきもの 出来候へば 差上可申候へども

出来ざる際には、魁紙所載のもの切抜何人

か御所掲に候はゞ すぐ御周旋願ひたく、それへ訂

正を加へて差上申度存候。如何のものに候や。

今日秋南拝見仕候が、明かな文字ある土師は藤木の高階

氏所持致し居申候。大山さんへよろしく。

9 昭和五年七月十八日 後藤寅之助 葉書

(×)は去る十三日考古會にて沼田先生その他五六人方へ卑見申上申候。

その以前にも友人達に話し居申候。

(1) 拝復 魁紙の切抜お遣はし下さる由好

都合に候 御礼申上候。 七月十八日

柵址に「最上四」とあるのを魁紙（その前仙北に見後か）にて

見致候、曾て二十餘年前坂本東岳翁邸にて

見たる「最上〇〇」をも同時に諒解いたし得たやうに

感じ候。それは当時（奈良朝末から平安朝初期）出羽方面の城柵築造に

最上郡（坂東諸國からも）役夫擔夫が来てゐるので其の人々の

製材して筏で出す時などの番号かと解し居申候。此の事（×）

10 昭和五年七月十八日 後藤寅之助 葉書

(2) 「最上四」は筏の番号でないにしても最上郡より来れ

る役夫の取扱った作業上の必要な番号と

存候。今から思へば坂本邸の「最上〇〇」の不明の二字

中、上のは「光」に似てゐたが 卅といふ数字に相違なかりし

やうに考へられ候。他に「最上三」といふのもあつたと

村民は申居候。これを「最上三成」と人名にしてしまひ佐々木氏の所

蔵中に此の柵柱ある筈なりと云ひ傳へ居申人も有之候。

○面白いことには老生の考へと殆ど同じ解釈が本月十五日付の書簡にて喜田先生より昨日到着仕候。南北百里を隔てゝ意見一致するハ近頃の愉快この上なしと存申候。

11 昭和五年七月二十一日 後藤寅之助 葉書

○拂田柵木の本体を秋田營林局にて研究中にて新発見あるらしとの事に候。

(1) 拝呈 仰せ越され候につき僭越至極にて恐縮ながら愚見を披瀝して御是正を乞ひ可申候。老生の考へにてハ拂田柵の年代につきてハ奈良朝末か平安朝初期といふに殆ど疑ふ餘地なきやう覚え申候、その理由ハ構造、及び柵内の様子、出土品特に布目瓦ハご承知の通り出羽にてハ秋田城址以外 後三年頃の沼ノ柵、金沢柵の両遺蹟よりも出でず候、他にハ例なく候ゆゑ これだけにも動かぬ儀と存申候。木柵の壽命ハ普通ハ三十年乃至五十年は保ち申間敷候。常識判断にてハ参らぬことと存候。木造のものにて鎌倉時代の初期の確かなものゝ随一ハ相模川の橋脚が関東大地震にて河床隆起して頼朝架設のもの出現し、現木貴重史蹟として文部省の指定ニ相成り居申候由、他ニ平泉の毛越寺大泉の橋杭有之申候。

12 昭和五年七月二十一日 後藤寅之助 葉書

拂田の森の疎面石英岩 珪岩などが癖者と申仁も御座候 その辺専門家の研究を待ち申候。

(2) 拂田柵の写真に老生秋田魁紙に載せ候愚見の切抜を添へて在東京の考古学、史学方面の知人数人へ送り意見を求め

候が、中央にてハ殆ど時代についてハ疑問を抱き居るもの先づ老生の知る範囲にてハ御座なく候。唯文献と引合せて何柵なるかゞ問題と申すものゝみに御座候。柵木は全く相模川の橋脚(約四百年の距離ハあれど)と共に特別なる條件を有する地中にありしゆゑ保存されたるものと存候。非科学的の言葉なれど半化石といふ風になつてゐるかと思候。考古学者歴史家よりも寧ろ物質科学方面の研究によりて此の解決は迅速に付けられさうに思え候。營林局にてハ近く各専門技術者を遣はして実査せしむる由に御座候。

13 昭和五年七月二十四日 後藤寅之助 葉書

○大類氏は二十日前後再調査に拂田へ参らるゝ由に御座候。拝呈 前便拂田柵地の年代に就いての解決は考古学者や歴史家の方面よりも寧ろ物質科学者の側から迅速に付けられさうに思ふと、豫感を申上候が、果然そのやうな報に接し申候。室谷精四郎氏が過日大類博士と同道にて拂田柵木を持参致し東北大学理学部の埋木専門研究家理學士高松正彦氏(同部教授山口弥輔氏門下の高弟)を訪ひ鑑定を乞ひしところ、研究の結果、土中埋没後確実に一千年以上を経過したるものなることを證明せられたる由にて、いよゝ該柵地が平安朝初期を降らぬことだけは動かぬ趣通知有之候由(池田礼治氏方より報道)

14 昭和五年九月二十七日 上田三平 封書

拜啓

時下秋冷之候益々御清康奉賀候

扱先般秋田考古学会報に払田柵址

に関する件に付投稿する様に御依頼有之

候処右は

未だ十分調査を経ざるものに有之何等申上

げる程の知識無之候間起稿致し兼

ね候間皆様に不悪御断り願度候

荻野氏も同様の御考への様承り候間

左様件御了知願度候

猶

拂田柵址発掘調査の件は未だ何等

確定せずといへども本省の経費僅少の関係上

先づ地元・村の諒解を必要とする由にて寧ろ

地元村より申請される方宜敷候処未だ書類

等も到達せざる由にて今年は如何なるや看

し居る中、本省としては

◎一・土地所有者の完全なる承諾を得ること

(将来損害賠償等の問題の起らざる様餘め

承諾すること 小作人よりも同様の承認を得ること

◎二・発掘中人足少クトモ一日五人位村より提供し本省

調査員の指揮に服従せしむること。

(最小にて凡そ十日間を要す 人夫延人員五十人位)

一・平板測量等の準備を村にてなすこと

一・写真撮影も調査員を補助し、その原稿を本省に提供す

こと

等が必要とし此の條件を餘め定めざれば出発しても不可

能に有之申候 本省は單に調査員一名の出張費だけ負擔せんとす

る意向に候 猶稲刈取始まらば早速御報知ある様便宜高梨村

の方へ御通知置願度候

上田三平

深澤多市様 九月廿七日

※「第一」の上 欄外に次の記述

に之れだけ承認することを高梨村責任者より本省局長宛に

記して発掘調査出願の事

15 昭和五年九月二十九日 後藤生 葉書

九月二十八日。発。

拜復 拂田柵原稿 御手数数を煩はし候例のものは近く

訂正の上お手許へ差出し可申候。

その後考へ候ものは魁紙へ来月

始め頃掲載の約有申候、その上にて

若干添削を加へ差上可申候。最終の校

正は成るべくお見せ下さるやう御取計奉

希上候。乍失礼 従来ママの古考誌ハ誤植沢山にて心持よろ

しからず候。御寛容を乞ふ。

16 昭和五年十月一日 上田三平 封書

拝啓 御返事難有候 扱 拂田柵址の件
 その後益々困難の事情あるやに承り居り候も未
 だ何等正式の議に上らず候 そは本年度旅
 費甚だ僅少の様子にて他に既に本年度
 豫定せし箇所も有之との事にてどうなるやら
 未だ何とも逆睹し難き状況に候 来る六日には
 文部大臣閣下も御巡覧の由に候が篤と現地御踏
 来願度候 猶人足及び発掘最小限度の腹案
 は既に出来候も軽々に発表いたし兼ね候も凡そ
 東西南北の四面に分ち、各面二十間最小延長^{ママ}つゞ計八十
 間各隅約五間づゝ計二十間、総延長約百間 巾五
 尺深サ四尺の豫定にて立坪約六十坪と相成
 一立坪を発掘と元の如くに地均しするに約四人と見て
 延人員二百四十名以上は要することに専門の見積り
 有之候 右に付前便百名以上は単に発掘
 のみにて地均しは地方にて御引受のことと存じ
^{※1}たる結果に有之候 此点更に御訂正方高梨村
 方面に御伝へ願度 但し人足は地方にて一切御引
 き受けとの条件ならば或は其範圍にて少人数にて
 すむやも知れず 大臣閣下御出てまでに 一寸訂正の件
 願置候 猶此等の点 県の史蹟主任官にて仰受合
^{※2}のこと願度候 写真撮影及び測量と共に県にて願度
 候 調査員として出張すべきものは未定に候も何人が参つても
 各面発掘調査は最小日数三日を要し合計十二日間は
 必要と有之候 先づは右迄草々 上田三平
 深澤多市様 十月一日

※1 「たる結果に」の上欄外に 次の記載

人足ノ件ハコレハ当方ニテ個人的ニ秘書官ニ伝ハル筈ニ有之候

※2 「のこと願度」の上欄外に 次の記載

申請には人夫は一切当村にて受持つ位のことにて宜敷 数字
 は記入なくて宜敷候

17 昭和五年十月十四日 後藤寅之助 葉書

拝復お約束の柵址の拙文おくれ申訳
 御座なく候、新しきものも両三日中
 に仕 魁紙へ送り可申候。来月末に
 は両方とも訂正の上お手許へ
 差上ることを得べしと存候。何し
 る蔵書乏しき為め徒勞に日を
 費し 自然おくれ缺礼仕候。
 十月十四日

18 昭和五年十月十八日 後藤寅之助 葉書

拝復 後の七八十枚あるやうに候ゆる写して上げるのも老人にハ困難
 ニ候御寛容願申度候。
 拂田柵址の拙稿先の方四日発表のだけは朱
 を加へて二三日中にお手許へ差上
 可申候。後の分は此の二十日過ぎには魁
 へあらはれ可申候 完結の後朱を入れて

お手許へ差上可申候。何分よろしいように御取計願上申度候。段々おくれ、恐縮至極ニ御座候。十月十八日

19 昭和五年十月二十七日 後藤寅之助 葉書

○秋田叢書第二期分にも加入願上申候。拜啓かねてお約束申上候拂田柵址についての拙稿別封にて差上申候。後の分は(今魁紙に掲載中のもの)十四回以上もつき可申候。あまり長過ぎて考古會誌には不適当に候やも難測と存候。その辺御都合承り申度存候。只今魁紙の卑見につき御批評切望の至存申候少々誤写も有之訂正可仕候。柵址の此度の発掘を御覽被遊候か否、南大門その他すばらしいもの相見え申候。

20 昭和五年十月三十日 後藤寅之助 葉書

十月三十日
拝復 仰せ越され候魁紙掲載中の拙稿終了後直ちにお手許に差出可申候 目々訂正を加へ候て準備致し

置き可申候。校正の儀何とか嚴重に致したきものに候、その辺可然お願ひ申上候

21 昭和五年十月三十日 喜田貞吉 封書

拜啓拙田柵址いろく新発見ありし様子、見学の機を逸して残念に存じます。新聞の所報により知り得た所について、前にお送りした原稿に少々追記したい事がありますので、別紙お送り致します。若し印刷中間にあひますなら、前文の終(已むを得ずんば、他の餘白へでも)にお納め願ひます。尚前文の終ハ起稿の日附があつたかと思ひますが、若しなかつたなら(十月十三日)とご記入願ひます。

深澤多市様

喜田貞吉

22 昭和五年十一月二十一日 後藤寅之助 葉書

拝復柵址原稿昨日書留にて御手許へ差上候筈既に御落掌被下候事と存候。おくれ候て失礼仕候。同稿追加の分の末に「征討將軍鎮狄將軍などの位置^{△△}」云々とかいたかと存じ候。地位と御訂正のやう御手数ながら願申上候。十一月廿一日

23 昭和六年二月一日 喜田貞吉 葉書

拝啓 年始状の代りの●●状まだ後れて居ますが近いうちに準備が整ひます
眞澄遊覧記と考古誌国本君より
東京宅へ送って下さったさうですが、若し
考古誌残部があれば 今一部頂
戴出来ませんか。小生の記事だけ切りぬき
別に保存したいのです。

健康もほぼ恢復した様ですから今年は
少し何かやりませう

24 昭和六年二月四日 喜田貞吉 葉書

拝啓 早速雑誌お送り被下 ありがたく存じます
拂田柵についていろいろの意見面白く
拝見しましたが實地の記事の精しいものが無いのを遺憾に存じます
殊に、上田氏等発掘の際発見の柵の焼けた所 毀された所トマなどの様子が知れぬのは惜しい事です。次號ハ是非實況を書いていたゞきたいものです。いろいろ発見等があるようですから今一度見に行きたいものと思ひます
敬具

25 昭和六年二月七日 上田三平 葉書

近く御誌では荻野君は博士號を授けられて居りますが同君くすぐったがつて居るでせう

拝啓 先日は難有候 聞けば荻野仲三郎氏も望まれ居り候には甚だ御迷惑とは存じ候へども

秋田考古會々誌一冊

何卒同氏江御寄贈方御取斗ひ願上候

御宅は

東京市外杉並町阿佐ヶ谷小山四二

にてす

右願上げ候

山形縣下に小さいながら

木柵、又は門址発見

の由雪融を待ち参るかも知れず候

拂田柵其實には議論多かりしも漸く曙光相見え候

26 昭和六年三月二十日 後藤寅之助 葉書

拝啓其の後は御無沙汰仕候 役場をおやめ被遊候後は静に御研学の御事と奉推察候 いづれ其の結果御発表の日を楽みて相待ち居申候。さてかねて種々御研慮御後援をいただき候拂田柵址の儀去る十九日、文部省より保存史蹟として指定相成候と承り及び申候。これ貴下を始め諸君御盡力の致すところと存じ、この機会に於いて特に御礼申述べたく如斯に御座候。三月二十日、わか返るくすりはのまじ古きふみよみてこん世のかたみにはせむ
御一笑下さるべく候。

27 昭和六年三月三十日 後藤寅之助 封書

○細かな字地名のなき地に他より殖民する場合、古く住んでゐた地名を取あへず
 移轉地へ應用するは普通の事と存候。古くも其の例あり、今も北海道その他にハ沢山例ありと存候。

拝啓もはや御病氣も御全快被遊候こと、奉拝察候 仄かに
 承り候に貴臺この頃拂田柵址附近の地名と同一の秋田城

附近の地名との同一または酷似のものを討究して、両遺蹟の間に尋
 常ならぬ関係のあることを明かにせられんとして御努力の由、まことに
 面白き御思つきと存候。老生も多少その點につき心つきたるものを

書きぬき置のが、幾分にては御研究の御役にもと存じ御座右に
 差上申候。御遠慮なく御使用下さらば難有存申候。

先づ千屋村大字土埼（拂田柵の東方隣接地）の部に、土崎、その小
 字久保田、八橋川（地名）及び川としての八橋川。北小屋、蛇野口等、
 秋田

城の遺跡付近より今の秋田市近辺にかけての地名に同一もしくは酷似のも
 のと存候。御承知の通り、「郡邑記」には八橋川村が矢橋川村となり居
 るゆゑ一層面白く被存候。又、拂田の部にては、既に御覽濟の
 御事に候はんが、牛嶋が有之候。「秋田叢書」には、牛嶋とあれど無論
 誤植と存候。又、眞山の北東面の窪地を姥懐ウバトコロと稱へ候が、これも

○寺内は後世の地名ならんと存候。

不思議にも秋田郡の矢橋村より寺内村へゆく途中に姥ケ懐といふ所ある由
 に候ゆゑ一層面白く存候。唯寺内と高清水岡など申す地名はこ
 ちらには缺き候へども、何々清水は沢山に有之。板見内には、長仙寺村、
 善長坊村あり。土崎部内には新寺村（今の三井寺か）、寺屋敷村があるの
 を見れば

色々のことを考へさせられる感なきにあらずと存候。

兎も角古への秋田城と拂田柵とは浅からぬ関係を有して居

つたことが想察されるかのやうに被存申候。尚一層御研究の上御
 発表の期を喜びて相待ち申候。時候のかはりめに候へば、御
 身大切に様遊この上とも斯道に御盡瘁の儀只管お
 願申上候。
 三月三十一日 頓首

寅之助

深澤先生

玉案下

28 深澤多市宛 後藤寅之助 差出日不明 葉書

所見を披瀝仕候 御示教の儀偏ニ奉希上候。

拝呈只今おはがき及び拙稿の切抜お遣はし被下

奉拝謝候、訂正の上御都合次第差出し可申候。御示教の「軍防令」と仰
 せらるゝは「大寶令」の

やうにも被存候が、老生深くハ討究不仕候へども「令義
 解」などに依りて見るに城隍の修理と城堡の修理とを区

別し、擔任者も役兵士と役居戸との別を立て、両條にし

てあるが、大寶二年より平安奠都の延暦十三年（拂田柵を平安

朝の最初のものとして仮定して）まで九十二年の距離あり、奥羽の邊塞

まで此の通り実行せられたとのみは考へられず、今も昔も同じことにて
 臨機応変の處置もあつたと思はれ候。

「六国史」の所々に城柵の築造や修理に浮浪人や俘囚が使役せられ居る
 など大寶令にハない例に候。又柵のことも史實にあつて「令」にハ見え
 ず如何のものに候や。